

精神障がい者に対する重度心身障がい者医療費助成制度の
助成対象拡充を求める意見書

北海道では、重度心身障がい者の健康保持と福祉の増進を図るため、重度心身障がい者の医療費を助成しており、身体障害者手帳 1 級から 3 級を持つ身体障がい者や重度の知的障がい者の入院と通院に関する医療費、及び精神障害者保健福祉手帳 1 級を持つ精神障がい者の通院に関する医療費のそれぞれを給付している。

しかし、精神障がい者は働くことが困難な人が多く、所得の低い実態にある中、精神科への定期的な通院と服薬の継続に加え、症状によっては入院加療が必要であり、長年の服薬や加齢により、精神科以外へ受診することもあるため、本人の医療費負担は増加する傾向にある。

また、親と同居している精神障がい者も多いが、その親も低所得や高齢である場合などには、家族にとっても医療費の負担は重いものとなっている。

よって、北海道においては、精神障がい者とその家族が、安心して暮らすことができるよう、重度心身障害者医療費助成の対象を、精神障害者保健福祉手帳 1 級の入院及び 2 級の通院・入院まで拡充するよう強く要望する。

以上、地方自治法 99 条に規定により、意見書を提出する。

平成 29 年（2017 年）10 月 31 日

札幌市議会

（提出先）北海道知事

（提出者）日本共産党所属議員全員並びに無所属坂本きょう子議員

及び市民ネットワーク北海道石川佐和子議員